

事業の概要

1. 事業の目的

戸建て木造住宅の地震に対する安全性の向上を図るため、地震発生時に居住している戸建て木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り、安全を確保する耐震シェルター工事を行う方に対して、その費用の一部を補助します。

2. 補助の対象者

- ◆本市の住民基本台帳に記録されている者（本市に住民票がある者）又はその予定がある者
- ◆市税を滞納していないこと
- ◆戸建て木造住宅所有者（店舗等の用途を兼ねる場合は、住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る）

3. 補助の対象となる住宅

次の全てに該当するもの（※これらの他に各事業の個別の要件もあります。）

- ◆ 山鹿市内に存する戸建て木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの
- ◆ 在来軸組工法、枠組壁工法または伝統的構法によって建築された地上階数が3以下のもの
- ◆ 平成12年5月31日以前に着工したもの
- ◆ 過去にこの制度又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事、耐震シェルター工事を行っていないもの

4. 補助金の種類

- ◆ 耐震改修設計費補助
- ◆ 耐震改修工事費補助
- ◆ 建替え工事費補助
- ◆ 耐震シェルター工事費補助
- ◆ 耐震改修設計及び耐震改修工事の一括補助

5. 申請書提出場所：山鹿市役所都市整備課（市役所2階）

補助事業の対象となる経費や補助率など詳しくは次ページ以降を参照してください。

耐震シェルター工事 補助制度利用について

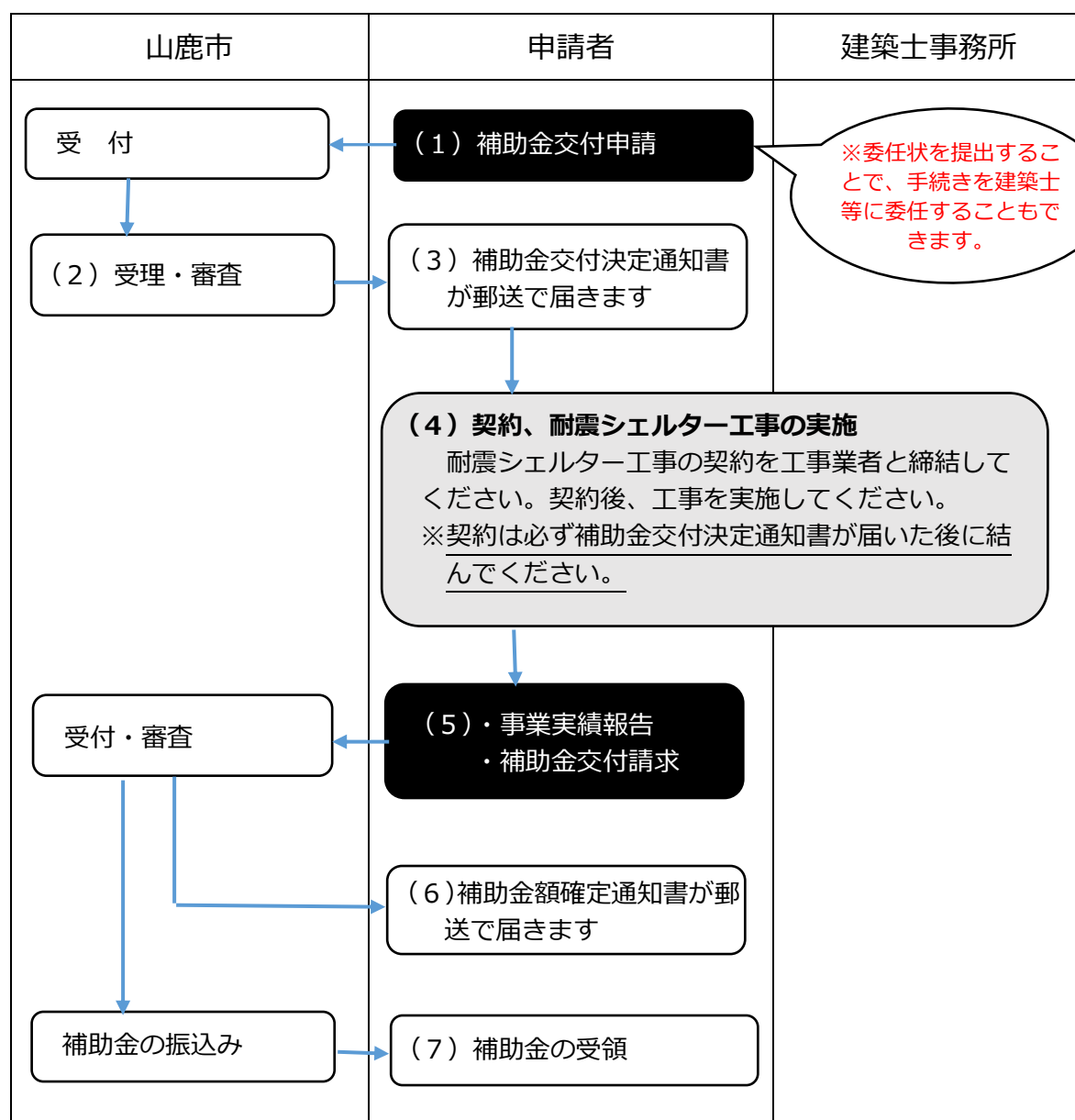
対象となる耐震シェルター工事（経費）

補助対象となる耐震シェルター工事は、倒壊の危険性がある住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間を作り安全を確保するものです。

補助率及び補助金の額

上記補助対象経費に補助率（2分の1以内）を乗じて得た額又は20万円のいずれか低い方の額（千円未満は切捨て）

補助事業の流れ



事業の実施

(1) 補助金交付申請

最初に行う申請です。

申請者

次の書類を用意し、ご提出ください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成を依頼してください。



◆補助金交付申請書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 補助金交付申請書（様式第1号）	（建築士へ依頼）
	② ・事業実施計画書(耐震シェルター工事)（様式第2号） ・位置図（住宅地図など）	（建築士へ依頼）
	③ 工程表	建築士へ依頼
	④ 申請者の住民票の写し	
	⑤ 補助対象経費が確認できる書類（見積書の写し等）	建築士へ依頼
	⑥ 建築確認済証の写し又は当該住宅の建築年月日がわかるもの （ただし、平成12年6月以降着工の住宅は、耐震診断を行った耐震診断士の資格がわかる書類（建築士免許証、耐震診断講習会受講修了証等）の写し（県の耐震診断士派遣事業で診断を行った場合を除く））と写真及び耐震診断結果報告書	建築士へ依頼
	⑦ 住宅の所有者がわかる書類の写し （登記事項証明書又は固定資産課税証明書）	
	⑧ 市税滞納有無調査承諾書 ※ 市税の滞納が無いことの証明書	
	⑨ 補助事業の実施に係る承諾書（様式第3号） ※ 共有者がいる場合に提出	
	⑩ 現況写真（外観写真2方向以上）	建築士へ依頼
	⑪ 耐震シェルターの認定書等の写し	建築士へ依頼
	⑫ 委任状 ※ 手続きを建築士等に委任する場合に提出	
	⑬ その他市長が必要と認める書類	

(2) 受理・審査

補助金交付申請書の提出後、町は申請された住宅が補助対象となるかを、申請書類により審査を行います。

(3) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

補助金交付申請書の審査結果に基づき、**補助金交付決定通知書**を郵送します。
補助金交付決定通知書が届いたら、耐震シェルター工事の契約を結んでください。

★補助金交付決定通知書の日付より前に契約を結ぶと、補助を受けることが
できなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約を結んでください。
((8) 遡及適用の場合を除く。)

(4) 契約、耐震シェルター工事の実施

補助金交付決定通知書が届いたら、耐震シェルター工事の契約を締結し、工事を実施してください。

(5) 事業実績報告・補助金交付請求

最後に行う手続きです。

申請者

次の書類を用意し、提出してください。
申請書類の作成が困難なものは、建築士へ作成
を依頼してください。



※ 委任状の提出により、申請者に代わって建築士等が書類を提出す
ることができます。

◆ 事業実績報告、補助金交付請求書類

確認欄	提出書類	入手先
	① 事業実績報告書（様式第6号）	（建築士へ依頼）
	② 工事写真（着工前、竣工後及び施工状況）	建築士へ依頼
	③ 契約書の写し	建築士へ依頼
	④ 補助金交付請求書	（建築士へ依頼）
	⑤ その他市長が必要と認める書類（領収書の写し、申請者から 施工業者へ振込の確認ができる書類（通帳等））	

(6) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

実績報告書類①～⑤の提出後、市が内容を確認し、補助金額確定通知書を郵送します。

(7) 補助金の受領

補助金の振込みまでには、補助金交付請求書の提出後、1か月ほどかかります。その後、通帳を確認し、補助金が振込まれていたら、本事業は完了となります。



画像はイメージです。